

大気コントロールシステムサイロ事業 に奨励を付与する

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. S. 13 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 大気コントロールシステムサイロ事業に奨励を付与する

大気コントロールシステムのサイロ事業を投資奨励を付与する事業とすることを受当と見なし、仏暦 2520 年投資奨励法第 16 条第 2 段、および第 31 条第 2 段による権限に基づき、投資委員会布告 No. 2 / 2543、仏暦 2543 年 8 月 1 日付け 件名、奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の第 1 類に以下の増補のための布告を発する。以下の業種および条件を定める。

業種	条件
1.30 大気コントロールシステムのサイロ事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別に国家にとって重要性を有する、かつ、有用である事業とし、ゾーンに係わらず、機械の輸入関税の免除、および 8 年間の法人所得税の免除をあたえることを規定する。第 31 条の第 2 段による法人所得税の免除割合を規定しない。 2. 摂氏 15 ~ 20 度の水準に、サイロ棟内の気温コントロール可能水準を有する大気コントロールシステムを持たなくてはならない。 3. 事業全般に関係し基準をみだす輸送システム、道具および設備を持たなくてはならない。 4. 基準を満たす量の検査および品質及び湿度管理システムを持たなくてはならない。 5. 基準を満たす品質の検査室がなくてはならない。 6. その他の権利恩典は、投資奨励委員会布告 No. 1 / 2543 の原則により、与えるものとする。

これらに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)11 月 29 日から有効である。

布告日 仏暦 2547 年(2004 年)12 月 28 日

陸軍大将
 チャバリット・ヨンチャイユット
 副首相
 委員会議長代行

注:この布告は、2003 年 12 月 28 日に投資奨励委員会によって布告されたものの仮訳であり、使用にあたっては、タイ語の原文を参照願います。